

Japan tax alert

EY税理士法人

米国、対中リスト3の追加関税率引上げを延期 追加関税を引き続き賦課、貿易摩擦は未解決のまま

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブサマリー

トランプ米大統領は2018年12月1日、米国が2019年1月1日に予定していた中国原産品に対する追加関税の税率引上げを一時的に猶予し、当面10%での運用を維持すると発表しました。この発表は、アルゼンチンのブエノスアイレスでのG20首脳会議の最後に行なわれたトランプ大統領と中国の習近平国家主席の会合を受けたものです。

今回の追加関税措置が2018年9月17日に最初に発表されたとき、トランプ大統領は2,000億ドル¹相当の広範な製品を対象にまず10%の追加関税を導入し、2019年1月1日に税率を25%まで引き上げると述べていました。なお、すでに25%の追加関税が課せられていた500億ドル相当の中国原産品については今回の延期の影響は受けず、引き続き25%の追加関税が賦課されています。また、中国はこれらの措置に対抗して1,100億ドル相当の米国原産品に報復関税を課しています。

両首脳と高官による貿易に関する会合では、中国が農産品、エネルギー、工業品等を米国から購入すると約束しました。さらに米中両国は、米国が問題視している強制的な技術移転、知的財産保護、非関税障壁、サイバー攻撃、サイバー窃盗、サービス、及び農業に関する中国の政策に関する交渉をすぐ開始することで合意しました。米国は90日以内に合意が成立すると考えているとしつつも、両国が合意に達しない場合は、当初の発表通り現在10%の追加関税を25%まで引き上げるとする声明を発表しました。

詳細

2018年3月22日、トランプ大統領は当局に対し、米国技術の不公平で有害な取得に関する中国の行動、政策、慣行への対抗措置の導入を指示する大統領令を発令しました²。この大統領令は、米国通商代表部(United States Trade Representative、以下「USTR」)が同日に公表した、1974年通商法第301条の下で実施した調査の報告書に基づくものでした³。この調査報告書は、中国による米国技術の強制的な移転又は移転の強要が、米国の貿易に負担や制限をかけていると結論づけており、各分野の専門家とエコノミストから構成される省庁横断チームが米国経済への損害額を試算しています。

トランプ大統領はUSTRに対し、「米国経済にもたらした損害に等しい」中国製品を対象に、25%の追加関税を賦課することを提案するよう指示しました。それを受けてUSTRは、年間の輸入額が340億ドルに相当する818品目(米国リスト1)の中国原産品に対して、25%の追加関税を賦課することを提案し、トランプ大統領は2018年7月6日よりこの提案を実行することを命じました⁴。その後米国は、2018年8月23日よりさらに年間輸入額が160億ドルに相当する279品目(米国リスト2)の中国産品に対して追加関税の賦課を開始しました⁵。

2018年9月17日、USTRは第三弾となる年間輸入額が2,000億ドル相当の中国原産品のリスト(米国リスト3)を発表し、2018年9月24日より10%の追加関税が課せられています⁶。関税の賦課に際して、トランプ大統領は、米国リスト3に記載された製品に対する関税率を2019年1月1日に25%に引き上げるとの声明を出しています^{7,8}。中国は、1,100億ドル相当の主要な農産品を含む米国原産品に対して追加的な関税を賦課することで、米国の措置に対抗しています。

これとは別に、USTRは米国リスト1と2に関する適用除外申請手続きを発表しました。リスト1に関する申請手続きは2018年10月9日に締め切れ、1万700件の申請が受け付けられました。USTRは申請の処理を継続していますが、これまでに9,200件の申請が依然として保留されており、1,400件を超える申請が却下されています。リスト2に関する適用除外手続きの締切りは2018年12月18日で、それまでに記載漏れのない申請書を提出しなければなりません。現時点では、USTRはリスト3に関する適用除外手続きについて詳しい指針や説明を発表していません。

USTRは2018年11月20日、技術移転、知的財産、イノベーションに関する中国の行動、政策、慣行に対する第301条調査報告書に関する最新情報を公表しました。この最新情報を記載した報告書は、「中国は、USTRの第301条調査に関する2018年3月の報告書の対象となった不公平かつ理不尽で市場歪曲的な慣行を根本的には変えていない」と述べています⁹。

2018年11月28日、USTRは中国が米国原産の自動車に賦課している関税について声明を発表しました。この声明では次のように述べています。

中国の攻撃的な国家主導の産業政策は、米国の労働者と製造業者に深刻な損害をもたらしている。我々はこうした問題を中国に提起し続けているが、今のところ中国はこれらの政策を変えようとする姿勢を見せていない。特に中国の自動車関税に関する政策はひどいものとなっている。現在、中国は米国の自動車に40%の関税を賦課している。これは中国が米国以外の貿易相手国に賦課している15%の関税の2倍以上であり、米国が中国産の自動車に賦課している関税率27.5%の約1.5倍である。大統領の指示により、自動車に適用されている関税を均衡させるためにあらゆる手段を検討するつもりだ。

今後予想される展開

中国はG20首脳会議に先立ち、トランプ政権が提起した懸念に対応するための提案を米国に提示しました。リスト3の関税率の25%への引上げを一時的に猶予するとしてトランプ大統領の声明を受け、中国はただちに米国産農産物の輸入量を増やし、さらにその他の重要な物品の輸入量を増やすための計画を立てると予想されます。

中国政府のコミットメントは、米国の対中貿易赤字の削減し、その間に米国が求める中国の構造改革、すなわち米国企業への市場開放及び技術移転の強制や知的財産の剽窃の防止に米中両国が取り組むことを意図しています。また中国は交渉期間中に報復関税の税率の引上げや新規導入をしないことに同意しているとみられていることも重要なポイントです。

米国はこれまで、関税率引上げが予定されていた2019年1月1日以降に2,670億ドル相当の追加品目に関税を賦課することを発表する意向を示してきました。この措置が実行された場合、現在の追加関税の対象となっている2,500億ドルの品目を除いた残りの中国原産品のほぼすべてが追加関税の対象となります。ただし現時点では、米国はこの追加関税の発表を先延ばしにする考えのようです。

すでに25%関税が付加されている年間500億ドル相当の中国原産品を対象とした措置と、それに対応した中国の報復関税は当面撤廃されないことに留意することが重要です。これらの関税は、さらなる措置が取られるまで効力を持ち続けることになります。

2018年12月3日、トランプ大統領は、今回の合意を受け、中国が米国原産の自動車への関税率を40%から15%(他国に適用しているのと同等の関税率)まで速やかに引き下げると期待していると発表しました。

自動車関税の引下げのタイミングと、声明で挙げられたその他の重要な品目に対する中国による報復関税の撤廃又は関税率引下げに関する詳細はまだ発表されていませんが、90日の交渉期間中に同様に撤廃や引下げが発表されることが予想されます。

企業に求められる対応

米中貿易を行う企業は、追加関税の影響を把握し、追加関税の回避又は節減に向けた戦略を策定することが大切です。今後の交渉の動向を注視することは重要ですが、交渉が好ましい結果につながらなかった場合、現在の関税が引き続き賦課される一方で、さらなる制限や関税率の引上げ・対象品目の拡大がなされる可能性もあります。企業の経営陣は引き続き代替策を検討し、準備をする必要があります。すぐに実行できる対策の例として、次のものが挙げられます。

- ▶ エンドツーエンドのサプライチェーンの全体像をマッピングして、影響を受ける製品の範囲、潜在的コスト、代替的な調達先をすべて把握し、タリフ・エンジニアリング等の影響緩和策を検討する

- ▶ 保税倉庫、自由貿易地域 (FTZ)、代替関税還付制度 (substitution drawback)、米国関税率表 (HTSUS) 第98類及び中国の関税法令上の同様のプログラム等、追加関税の繰延、節減又は還付のための戦略を特定する
- ▶ 移転価格の手法の見直しや米国向けにはファーストセールの利用など、追加関税の対象となる輸入品の関税評価額を小さくする戦略を検討する

巻末注

1. 本アラートにおける通貨はすべて米ドルを指す。
2. EY Global Tax Alert, 「Trump Administration announces imposition of \$50B in tariffs on wide range of Chinese origin goods - specific product list to be announced (トランプ政権が500億ドルの広範な中国原産品への関税賦課を発表 - 具体的な製品リストを公表へ)」(2018年3月22日)を参照。
3. 1974年通商法第301条(第301条)は、他国の措置、政策もしくは慣行が、世界貿易機構(WTO)協定等の通商協定に違反もしくは非整合的である、または「正当な理由を欠き米国の通商に負担や制限をかける」(19 USC § 2411 et seq)との決定に基づいて、関税または輸入制限を課す権限を与える。
4. 2018年6月15日、「USTR Issues Tariffs on Chinese Products in Response to Unfair Trade Practices」
5. 2018年8月7日、「USTR Finalizes Second Tranche of Tariffs on Chinese Products in Response to Unfair Trade Practices」
6. <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/september/ustr-finalizes-tariffs-200>
7. <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-from-the-president-4/>
8. <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/september/ustr-finalizes-tariffs-200>
9. <https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/301%20Report%20Update.pdf>

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一
原岡 由美

パートナー
アソシエートパートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com
yumi.haraoka@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181220

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp